

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく  
独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する細則

平成 30 年 2 月 28 日独信基 503 平成 29 年度第 51 号制定

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人農林漁業信用基金における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し必要な事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）、その他関係法令並びに独立行政法人農林漁業信用基金個人情報等取扱規程（以下「個人情報取扱規程」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(提案の審査)

第 2 条 法第 44 条の 7 の規定による審査は、個人情報取扱規程第 6 条に規定する個人情報管理委員会で行うものとする。

(手数料)

第 3 条 法第 44 条の 9 の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第 44 条の 8 第 1 項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第 1 項に規定する第三者 1 人につき 210 円（当該機会を与える場合に限る。）
- (2) 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
- (3) 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第 44 条の 12 第 2 項において準用する法第 44 条の 9 の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第 44 条の 9 の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第 44 条の 9（法第 44 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

(手数料の納付方法)

第 4 条 非識別加工情報利用手数料の納付方法は、銀行振り込みとする

(手数料の返還)

第 5 条 納付された手数料については、当該手数料の対象とする事務の受付を終えていない場

合及び過誤納の場合を除き、原則として返還しない。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定めるもの（「独立行政法人等非識別加工情報の提供の取扱いに関する事務対応ガイド」）とする。

附 則

この規程は、平成30年2月28日から施行する。